

大神惟基と海民佐伯是基

普通會員 佐 脇 賢 一

⑤ 大和大神氏と宇佐大神氏

そこで宇佐大神氏について少しばかり考えてみたい。
貝原篤信(益軒)の「八幡宮本紀」に、

欽明天皇三十二年辛卯の歲二月十日癸卯の日、豊前國
宇佐郡菱形の池のほとりにて、応神天皇の神靈太神比
義に託して、始て神とあらはれ給ふ。(中略)宇佐宮の
古記に曰く、八幡大神菱形の池の辺りにおいて、神と
あらはれ給ひて、百三十一年の後、和銅五年より鷹居
瀬の社に鎮座ましまして、五年ありて、元正天皇
靈龜二年より小山田の社に御移りありて十年御座す。
太神の御男、辛島、藤原、大社の御心に随ひ奉り
て、小山田の神殿を作て祭り奉れり。太神氏は祝職に
して、比義を以て元祖とす。比義の遠孫田麻呂初めて
大宮司に任ず。
(「豊前國志」より抜粋)

こうして古伝には、宇佐八幡宮の創祀を欽明天皇の三
十二年(五七一)と伝えているが、これはどこまでも伝承
で、故半田康夫氏は「大分県史要(沿革)」のなかで「八
幡神はもともと宇佐豪族の氏神であった。そして比咩神
は、宇佐豪族を代表して神を祭る優れた巫女の調祖が神
として祭られたものである。(略)後に主神と考えられ
るようになった八幡神は(略)聖なる巫女(比咩神)がまつ

神の靈をうけて生んだ神の御子、寸なわち巫子が託宣に
よって發現せしめた王子神である。この神は宇佐豪族が
大和朝廷の支配下に入り、朝廷の勢力が伸びて、いわゆ
る三韓征伐伝説が九州にひろまってくると、母后神功皇
后の胎中においてよく三韓をことむけ、筑紫において生
れられたという譽田別皇子(応神天皇)と結びつけてしま
った。とのべておられる。つまり八幡三座の神のうち比
咩神(比賣神)は宇佐國造の氏神で、邪馬台國の卑弥呼の
ように宇佐の國を統治した女王(巫女の女王)を神として
祭ったもので、宇佐豪族(宇佐・大神・辛島・田部の四族)の
中心である宇佐國造(宇佐氏)が祭祀した。八幡神はも
と辛島勝(辛島氏=漆島氏)が祭っていた鉾業神の性格
をもった氏族神で、豊前の銅産地帯に支配的勢力をも
っていた。宇佐勢力の伸長によって、族長の辛島氏ととも
に宇佐に移り、八幡大菩薩宇佐宮とよばれた。

宇佐八幡宮を創祀したと伝えられる大神比義は宇佐大
神氏の系図によると、大己貴命の後吾田片隅命の裔とな
っている。吾田片隅命は宗形君の祖で、またの名を阿田
賀田須命といい、和邇君の祖である。この阿田賀田須命
の子が大田田祢古命(大田根子命)で、大物主神の神靈
によって生れたという親者(男性の巫祝)、大和忌部神社
を創祀したと伝える。大田田祢古命の子大御氣持命は三
子があり、長き大鴨積命といい、賀茂君の祖。次き大友
主命といい、大神君(大三輪君)の祖。三き田々彦命とい
い、神部直・大神部直の祖である。宇佐大神氏の系図は
ここで大神君(大三輪君)と関連する。寸なわち大神比義
は大和朝廷の祝職で、大和三輪の豪族大三輪君の一族と
いうことになる。そのことは比義の大神氏が本来「おお
が」でなく、「おおみわ」であること証しているが、
それとともに大和朝廷の支配下に入った宇佐豪族は、大

神比義の託宣によつて、菅田別天皇(忘神天皇)を宇佐八幡宮の主神に迎え、比咩神、大帯姫命(神功皇后)と合せ祭つて、八幡三所の大神とした。

ただここで問題になるのは、大神比義の姓(かみね)で、かりに宇佐八幡宮の創祀を、敏明天皇の御代とすれば、大神比義は大神若比義若くは大三轮若比義と書くべきで、この点宇佐大神姓の起因には疑問がないこともない。なお前掲の「八幡宮本記」には太神氏と書き「おおが」と読ましているが、これは大神氏でなければならぬ。

⑦ 東大寺大仏造立と大神氏の盛衰

「六世紀の末、政府は仏教と融合した原始八幡と帰化人の勢力を利用するため、蘇我馬子のうしろだてで、大和大三輪シャーマン大神比義を宇佐に移し、忘神信仰を八幡に入れた。」(渡辺澄夫著「大分県の歴史」から)「天平十九年、宇佐八幡は聖武天皇の大仏造立を援助して、天平勝宝元年、八幡大神祢宜大神杜女は従五位下、主神司大神田麻呂は従八位下大神朝臣の姓を賜つた。この年八幡神は奈良に勧請され、手向山八幡宮が造営される。ついで辛島与曾女を祢宜、宇佐公池守を神宮司に任じた。(同前)

聖武天皇が東大寺大仏の造営をはじめたのは天平十九年(七四七)であつた。ところが事業が容易に進まず、朝廷が困惑していたとき、宇佐八幡神の託宣があり、天平勝宝元年(七四九)七月にいたつて完成した。

天平勝宝元年十一月朔、八幡大神祢宜外従五位下大神杜女、主神司従八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓。

十一月、八幡大神の託宣を奉じた大神杜女一行は京に向い、十二月上旬大和国に入った。天皇(孝謙天皇)は五

位官八十人、散位二十人、六衛府舍人二十人と遣わして、八幡神を宇野郡に迎えた。七日、天皇、太上天皇(聖武天皇)、皇太后(光明皇后)の東大寺行幸があり、八幡大神祢宜尼大神朝臣杜女は紫色の輿に乗つてお伴をし、東大寺を拜した。この日五千人の僧が仏前で読経し、五節田儂也久米儂が奉納された。そして左大臣橘諸兄が八幡神に託宣を奉つたが、そのなかに託宣の言葉がよみこまれている。

「神われ、天つ神、地つ祇をひきぬいがないて、必ず成し奉らむ。事立つにあらず、障ることなくなむ。」
おが身を草水土に交へて、障ることなくなむ。」

大仏開眼の式が終つて、祢宜尼杜女は従四位下を授けられ、主神司大神朝臣田麻呂は外従五位下に叙せられた。天平勝宝六年十一月、華師寺僧行信と八幡神宮主神大神朝臣多麻呂等、同意厭魅。下所司推勘、罪合速流。於是遣中納言多治比真人広足、宣詔、以行信配下野葉師寺。丁亥(廿七日)従四位下大神朝臣杜女、外従五位下大神朝臣多麻呂並除名従本姓。杜女配於日向国、多麻呂於多麻島。因更撰他人、補神宮祢宜尼。其封戸位田(天平勝宝二年二月、奉寛二品八幡大神封八百戸、位田八十町、二品比売神封六百戸、位田六十町)並雜物(一事已上、令大宰檢知焉。(「鏡日本記」卷十九)

大仏造営に功があつたので、祢宜尼大神杜女は従四位下、主神司大神田麻呂は外従五位下に昇進し、八幡神は官社として封戸、位田を奉獻され、登殿の一路をたどつたが、天平勝宝六年十一月、意外の事件がおこつた。それ及大神杜女、大神田麻呂が奈良葉師寺の僧行信と謀つて厭魅(妖術で人を呪ふこと)を行つたという理由で、行信は下野国の葉師寺に追放され、大神杜女は朝臣の姓をとりあげられ日向国へ、田麻呂も除名のうち後子島に

流された。そして宇佐八幡宮は封戸、位田を國に返納し、大事件で、宇佐大宮司として權勢を振っていた大神氏が失脚し、「因て更に他人を擇んで、神宮祓宜、祝を補す」とあるように、辛島与曾女が祓宜に、宇佐公池守が神宮司(大宮司)になった。この事件は大神田麻呂が中央政界の勢力争いに卷込まれたためおこったものである。そして大神氏の失脚によって宇佐氏が台頭し、やがて宇佐・大神兩氏による大宮司交代時代がくる。(大神田麻呂の失脚で、宇佐公池守その子夏泉の宇佐氏が勢力を得て、天平神護二年に日字法氏の氏神である比咩神に封戸六百戸が奉納された。)

天平神護二年十月、甲申、授五位大神朝臣田麻呂外従五位下、為豊後員外掾。田麻呂本是八幡大神宮祓宜大神朝臣毛理亮(杜女)時、授以五位、任神宮司。及毛理亮諱、俱遷日向。至是復本使。(續日本紀卷二十七)

これは大神田麻呂がその罪を許されて、外従五位下に復し、豊後員外掾に補せられた記録である。天平勝宝六年十一月、薩南種子島に配流されてから十二年目で、中央政界は忠美押勝(藤原仲麻呂)權勢の時代から、道鏡政權時代に入っていった。宇佐八幡宮では宇佐氏が大宮司として、したいに勢力を養い、道鏡政權と結んで優位を占めていた。田麻呂は復位して豊後員外掾となったが、その年朝廷は員外國司の赴任を禁止しているから、彼は中央(奈良)に召されていたのであるから。宇佐大神氏系圖によると、田麻呂の子種麻呂、その子維黑麻呂、その子家弘と数代にわたって大宮司職についており、宇佐氏の夏泉、春顯、是憲、持節とは同時期である。そのことは田麻呂が復位した時点で、大神・宇佐兩氏の大宮司職交代制がはじまったことを示している。なお宇佐氏の大宮司職独占は平安中期以後である。

宇佐大神氏略系



「宇佐氏は根關時代になると、根關家を本家とおおぎ、平安中期以後は大神氏を圧倒し、大宮司職を独占するようになる。これに対し、大神氏は下級神官となり、その庶流は宮外にでて豊後南部(大野、直入、海部)の在地領主となり、平安末から中世にかけて盛んに活躍し、独特の石仏文化を成した」

渡辺澄次氏もいっているように、豊後大神氏は宇佐大神氏の庶流である。それは大神惟基が出生したという大野郡緒方莊が、宇佐宮領「十郷三箇莊」の一莊であることがこれを証している。

⑧ 豊後大神氏の始祖惟基

大神惟基と豊後分大神良臣や、その子大野郡領廢幾はほぼ同時代の人物である。そのため庶幾の子が惟基という説が生まれたのであるが、大神系譜や大友興廢記の伝える惟基は、嵯峨天皇の弘仁二年(八二二)三月五日に生れ、元永元年(二八)十一月に没したことになっている。しかも、年九十三歳と記しているの、弘仁二年(元永元年)の間、三百七年という数字が出、差引二百十四年が宙に浮き、この伝説を眉唾ものとする人が多い。鶴谷外史はその著「佐伯志」の中でこの問題にふれ、大神庶幾が大

野郡領となつた寛平四、五年（八九二、八九三）を惟基の生年とし、はつきり惟基を大神朝臣良臣の孫、庶幾の子であると述べている。この記述は「本朝世紀」天慶四年十一月の条にある、藤原純友の乱（天慶の乱）に一役をかつた佐伯（是木（是基））を、大神惟基と同一人物と見てゐるからで、惟基の生年を寛平五年と推定、天慶四年四十八歳のとき、純友の次將の次將として活動したのでないかとしている。

しかし、大神惟基は実在した人物には違いないが、非常に伝説的色彩の濃い人物で、大神惟基としては正史に現われて来ない。源平盛衰記や平家物語は「あかがり大太」、あるいは「あかがり大弥太」。大友興廢記や梅牟礼実録などの御土実録類（軍記）は「大太郎惟基」あるいは単に「惟基」と書き、伝承上の位階や官名をならべている。

そこで惟基の生涯を見ると、弘仁二年の生年から元永元年の没年（いたる）三百七十年は、あまりにも年数が長く、伝説的な人物と口い之不合理である。これはおそらく惟基個人の生活を描いたものでなく、惟基に代表される数代の大神氏が、大野郡緒方荘に興つてから、大野荘（大野氏）、白杵荘（白杵氏）、植田荘（植田氏）、阿南荘（阿南氏）と、大野・海部・直入・大分各郡に勢力を拡張し、一つの文化圏を築いた、その間の年数と見てよく、いま白杵・三重・緒方・植田などの各地に残る石仏は、真名長者として語り継がれる豊後大神氏の文化遺産である。

それでは、惟基はいつごろの人であらうか。大神氏が宇佐八幡祭祀の主導権を失つたのは、大神社女、大神田麻呂が、朝廷に罪を得て配流になつたためであるが、田麻呂は十二年後の天平神護二年（七六七）罪を許されて外従五位下に復し、豊後員外掾に任ぜられた。そして田麻呂の子孫は宇佐氏と交代で大宮司職にいたが、それも平安中期まで、しだいに大神氏は宇佐氏の下位に下りつていってしまった。大神社女は日向に流されたが、その終り日はつきりしない。しかし、平安初期、日向の宇佐宮領に井莊には、大神氏や田部氏が入つていたようである。田部氏は宇佐宮領の荘官となつた土持氏、大神氏は高千穂荘を領して三田井氏を名乗つた。

高千穂所岩戸（旧西臼杵郡岩戸村阿蘇原）にある天岩戸神社は、神話にある天岩戸を御神体として、天照大神をお祀りする古社であるが、社伝によると、弘仁年間下大神惟基が再興し、三田井政次に伝え、三田井氏が代々祭祀したという。また高千穂所三田井の高千穂神社は、古くは十社大明神といひ、智保神（後三毛入野命）を祭神とするが、祝職は田部氏、三田井氏が祭祀を司つた。以上の史伝から、日向大神氏即ち三田井氏と、大神社女一族（杜女には弟があつた一系四系参照）とのつながりが考えられる。

すなわち天照大神社女一智保神一祖母嶽大明神（天照大神）一大神惟基の系譜で、惟基は杜女の直系でなくとも、頭者（頭者）（男性シヤーマン）の性格をまつた在地領主で、祖母嶽山系の鉱物資源に着目した開拓領主でもあつた。

惟基の生年日弘仁二年と伝えられるが、弘仁という天平神護から四十五年後である。また、天岩戸神社古社の再興が弘仁中とすると、惟基はまだ少年時代という計算になる。いづれにしてもこの弘仁という時代で、豊後大神氏の基盤ができたのである（つづく）。

（注）巫祝（ふしやく）神や靈魂をよび出す人、つまり呪術（神巫）である。大神社女は、女性の巫祝者。男性の場合、頭者といふ。